

事務連絡
令和6年4月18日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」の所要額調について（依頼）

平素より、障害者保健福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
「障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」について、国庫補助協議を実施いたします。
つきましては、別添を御参照の上、提出期限までに計画書等のご提出をお願いいたします。事業を実施しない場合も、その旨ご連絡をお願いいたします。

【照会・提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3389)
E-mail : syuurou@mhlw.go.jp

障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 所要額調 実施方法

1. 目的

障害者の工賃向上に資する効果的な取組を行うため、障害者就労施設が行う生産設備の導入をモデル事業としてを行い、その効果を検証のうえ好事例の横展開を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

3. 対象経費等

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
直接補助事業	工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 1 施設又は事業所あたり 15,100千円	工賃向上に資する生産設備の整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費、効果検証の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	$\frac{10}{10}$
間接補助事業	工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業 1 施設又は事業所あたり 15,100千円	モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷費本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金、機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費	$\frac{10}{10}$

3 提出書類

- ・様式：別紙 1～別紙 4
- ・参考書類（パンフレット等及び見積書）

4 提出期限 3 1

提出期限：令和 6 年 5 月 10 日（金）【厳守】

提出先メールアドレス：syuurou@mhlw.go.jp

（※事業を実施しない場合においても、その旨回答願います。）